

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

📶
お知らせ

町内会に助成金を交付しています

市では、広報紙や各種案内チラシ等の配付、情報の伝達、地域の環境保全活動などを実施していただくため、町内会に対して助成金を交付しています。助成金は、年2回に分けて振り込みますが、12月に後期分を交付します。

1 町内会当たりの助成金積算方法
「年額4万8000円(均等割)」「+
「年額9000円×世帯数(世帯割)」

各町内会においては、安心・安全なまちづくりを目指し、様々な取り組みをしていただいておりますが、それらの活動の一助としてご利用ください。

問合せ 市民協働課地域コミュニケーションG
内線22553

ごみの排出についてのごお願い

年末年始および祝日の家庭ごみの収集分け方と出し方を「家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に分別し、34ページの「年末年始を含む収集日程表」のとおり間違いのないように出してください。



集積場へのごみ出しは時間厳守で

ごみ集積場へのごみ出しは、必ず午前8時30分までに出していただくようお願いいたします。

引越し、落葉・刈草の清掃に伴う一時大量ごみについて

年末は、引越しや大掃除、庭の落葉や草刈・剪定に伴うごみを出されるご家庭も多いと思います。このようにご家庭から一時的に大量のごみが出る場合は、5袋程度を目安に何回かに分けて出してください。焼却施設(海部地区環境事務組合八穂センター)への自己搬入をお願いしてま

す。

一度に集積場に大量のごみを出されますと、その日に予定されているごみの収集に支障をきたすばかりか、町内の集積場トラブルにもなりかねません。

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

年末の交通安全県民運動
12月1日(木)～10日(土)

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。交通安全事故を未然に防止するため、次のことを心がけましょう。

飲酒運転を根絶しよう
飲んだら絶対に車を運転しない、飲酒運転を許さない社会環境をつくりましょう。

子どもと高齢者を交通事故から守ろう
運転者は、子どもや高齢者を見かけたら、速度を落とすなどの思いやり運転を心がけましょう。

夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故をなくそう
夕暮れ時には歩行者や自転車に注意を促すため、車の前照灯を早めに点灯しましょう。



後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

車に乗るときは、シートベルトやチャイルドシートを必ず着用してから発進する習慣を付け、後部座席での着用も徹底しましょう。

問合せ 市民協働課地域コミュニケーションG
内線22553

年末の安全なまちづくり県民運動
12月1日(木)～20日(火)

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」年の瀬を控え、あわただしさを感じる時期となりました。年末の準備の買い物や金融機関での入出金の機会が増え、これに伴ってひったくり等の犯罪が増えます。「自分は大丈夫」と油断せず、「自分はねらわれている」と気を引き締めましょう。

また愛知県では、住宅対象侵入盗被害が、9年連続全国ワースト1位という憂慮すべき状況にあります。一層の防犯対策に取り組みましょう。

運動の重点

- ・ 住宅を対象とした侵入盗の防止
- ・ 特殊詐欺の被害防止
- ・ 自動車盗の防止
- ・ ひったくり等街頭で発生する犯罪の防止

問合せ 市民協働課地域コミュニケーションG
内線22553

来年金婚式を迎えられる方へ

津島市制70周年記念式典(金婚式の部)で、平成29年に結婚50周年を迎えられるご夫婦の長寿をお祝いします。

日時 3月1日(水) 午前10時

場所 文化会館

対象

・平成29年に金婚式を迎えられる夫婦(昭和42年にご結婚された夫婦)

・平成29年1月1日現在市内在住の方

なお、平成29年以前に対象となるご夫婦で、金婚式の申出書をご提出されていない方については左記までお問い合わせください。

申出書配布および受付場所

・人事秘書課(市役所3階)

・神守支所

・神島田連絡所

受付期間 1月4日(水)～31日(火)

問合せ 人事秘書課秘書G 内線25303

犬を正しく飼いましょう

放し飼いをしていませんか

犬を放して飼うことは愛知県の「動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。愛犬の散歩時は、必ずリードを付けて、自分だけではなく他人にも安心安全な散歩をしましょう。

フンの片付けは、飼主の責任です

放置された犬のフンについて、たくさんの方が苦情が寄せられています。散歩時はビニール袋などを持って、必ず持ち帰りましょう。

無駄吠えをしていませんか

飼い犬の鳴き声が、近隣に迷惑をかけていることがあります。夜間や留守中など、無駄に吠えたりしないように「しつけ」が必要です。

しつけが困難なときは、愛知県動物保護管理センターに相談しましょう。

問合せ 生活環境課環境保全G

内線22033

愛知県動物保護管理センター

尾張支所

☎05866-78-25005

お知らせください 家屋の取壊し、新増築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況変更など

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取壊しや新増築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合ご連絡ください。

※平成28年1月2日以降に新増築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

問合せ 税務課固定資産税G

内線22055～22088

年金のお知らせ

厚生年金相談

中村年金事務所職員による厚生年金相談が、毎月2回行われています。

相談日 毎月第1・第3水曜日(祝日の場合は変更)

※市政のひろば「市民相談」のページをご覧ください。

時間 午前10時～午後3時

場所 相談室(市役所1階)

相談の仕方

年金手帳等、年金相談に関するものをすべて持参してください。市民課受付前にあります「番号札」および「年

金相談・手続受付票」を取り、所要事項を記入の上、お待ちください。順番に相談できます。

※混雑時には、相談受付を制限する場合があります。相談していただけるのは、午前・午後各10人です。

※この年金相談では、共済年金や恩給の相談はできません。それぞれの連絡先へ確認してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-0003-0004

☎03-66360-2525(IP電話用)

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には必要となる「平成28年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(八ガキ)が、日本年金機構から送付されています。

なお、今年10月1日以降に初めて納付された方には、翌年2月上旬に送付される予定です。

年末調整または確定申告の手続きの際には、必ずこの証明書や領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

問合せ 保険年金課医療・年金G

内線21211・21222

中村年金事務所

☎0521453172000

家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の高齢者(40歳以上65歳未満であつて特定疾患に該当する場合を含む)を自宅で介護されている家族の方
- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方

支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シート、ウェットティッシュ、口腔ケア用品

支給限度額 7万5000円(ただし、今年度すでに支給を受けた方は、前回支給分と合わせて7万5000円まで)

実施時期 平成29年2月
申込 12月1日(木)～15日(木)(土・日曜日は除く)に直接左記へ。

問合せ 市社会福祉協議会
☎23-45556



高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた年間の自己負担が下表の限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が払い戻されます。

※払い戻し金額が500円以下の場合該当しません。
また、同じ世帯でも、異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

申請手続

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方

該当者には、12月以降に通知文またはハガキを送付しますので、届きましたら保険年金課(市役所1階)で申請してください。

ただし、平成27年8月1日～平成28年7月31日の期間中、次に該当する方は通知文またはハガキが届かないことがありますので、現在加入している医療保険者に確認してください。

- ①市区町村を越えて転居をした方
 - ②他の医療保険から国民健康保険または後期高齢者医療制度に移った方
- ※②の場合、異動前の医療保険者または介護保険者からの自己負担額証明書が必要です。

被用者保険(全国健康保険協会・共済組合など)に加入している方

手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なりますので、加入している医療保険者(事業所など)にお問い合わせください。

問合せ 保険年金課国民健康保険G
内線2125～2128
保険年金課医療年金G
内線2123・2124
高齢介護課介護保険G
内線2141・2142

区 分		後期高齢者医療制度+介護保険 (75歳以上の方)	医療保険+介護保険 (70～74歳の方)	医療保険+介護保険 (70歳未満の方)
標報83万円以上・旧ただし書所得901万円超・70歳以上現役並み所得		67万円	67万円	212万円(176万円)
標報53～79万円・旧ただし書所得600万円超901万円以下・70歳以上現役並み所得				141万円(135万円)
標報28～50万円・旧ただし書所得210万円超600万円以下・70歳以上現役並み所得				67万円
標報26万円以下・旧ただし書所得210万円以下・70歳以上一般		56万円	56万円	60万円(63万円)
低所得者	Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	19万円	

※8月1日から翌年7月31日までの12カ月を計算します。
 ※区分は7月31日現在の医療保険の区分です。(低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、低所得者Ⅱの合算限度額が適用されます。)
 ※標報=標準報酬月額略 被用者保険における所得区分に使用します。
 ※旧ただし書所得=国民健康保険における所得区分に使用します。
 ※平成27年1月に改正の経過措置として平成26年8月1日～平成27年7月31日までの期間は()内を適用します。

水道管の冬支度

気温がマイナス4℃以下になると、水道管の水が凍結したり、管が破裂しやすくなったりします。

水道管の凍結を防ぐには

- ・水道管に保温材などを巻く
 - ・凍結したら水道管や蛇口にタオルなどをかけ、ぬるま湯をかける
- ※熱湯をかけると破裂する危険性があります。



また、次のようなときは、連絡先へご連絡ください。

家庭で緊急に修繕が必要なとき

- ・凍結により漏水したとき
- ・蛇口を閉めても水が止まらないとき
- ・水洗便所の水が止まらないとき

連絡先 津島市上下水道指定工事店協

同組合 ☎32-110003

道路上で漏水が発生しているとき

連絡先 上下水道部工務課工務G

内線2437

問合せ 上下水道部管理課管理G

内線2442

障害者週間 12月3日(土)～9日(金)

私たちの周りには障がいのある人がたくさんいます。また、自分自身も、病気や事故などで障がいの状態になる可能性もあります。同じ社会の一員として、障がいや障がいのある人のことを知り、身近なこととして考えてみませんか。



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



耳マーク

聴覚に障がいのある方がコミュニケーションを円滑にするため制定されたマークです。



聴覚障害者標識

聴覚に障がいのある方が運転する車に表示するマークです。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークです。



ハートプラスマーク

身体内部に障がいのある人を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)の障がいのある方は外見から分かりにくいいため、このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。

青少年の非行・被害防止に取り
組む県民運動(冬期)

12月20日(火)～1月10日(火)

非行の芽はやめにつもうみな我が子

生活リズムが乱れがちになる年末年始は、青少年が非行にかかわったり、犯罪に巻き込まれる危険性が高くなります。

「地域で子ども・若者を育てる」意識を持って見守り、声かけにご協力ください。

主唱 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内)内線23282



各融資制度のご案内

小規模企業等振興資金

中小企業者を対象とした運転資金および設備資金を融資する制度です。ただし新規開業者は対象外です。

通常資金

融資対象 従業員50人(商業・サービス業30人)以下の個人、会社、医療法人、企業組合

限度額 5000万円

受付窓口 市内取扱金融機関および津

島商工会議所

納税状況の確認

所得税(法人の場合には法人税)、事業税、県民税、市民税を確認します。

小口資金

融資対象 従業員20人(商業・サービス業5人)以下の個人、会社、医療法人、企業組合

限度額 1250万円(既存の保証協会の保証付き融資残高を含む)

受付窓口 市内取扱金融機関または津島商工会議所

納税状況の確認 所得税(法人の場合には法人税)、事業税、県民税、市民税を確認します。

※各融資資金には必要な書類がありますので、相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口・問合

愛知県信用保証協会
☎0120-4541754

くらしを育てる資金融資制度

教育に係る資金、医療・介護に係る資金、出産・育児に係る資金、自動車に係る資金を必要とする市民を対象とする融資制度です。

限度額 200万円

融資期間 10年以内

勤労者等住宅資金融資制度

市内に居住する勤労者等に対する、住宅の新築、増改築等の資金、分譲住宅(マンションを含む)および中古住宅の

購入資金、住宅用地の購入資金(2年以内に住宅建築予定のものに限る)のための融資制度です。

限度額 2000万円

融資期間 35年以内

※各制度には、各種融資条件があり、取扱金融機関において融資の審査が行われます。



広報紙がアプリで読める



マチイロ

- ・興味のある分野にしぼってお知らせ
- ・「オフライン閲覧モード」で、いつでもどこでも読める
- ・防災マップも読める
- ・無料で読める
(別途通信料は必要です)

アプリダウンロードはこちらから↓



Android



iOS

問合 シティプロモーション課広報・広聴G 内線2352・2353

問合

いちい信用金庫津島営業部
☎24-9111
東海労働金庫津島支店
☎25-1151